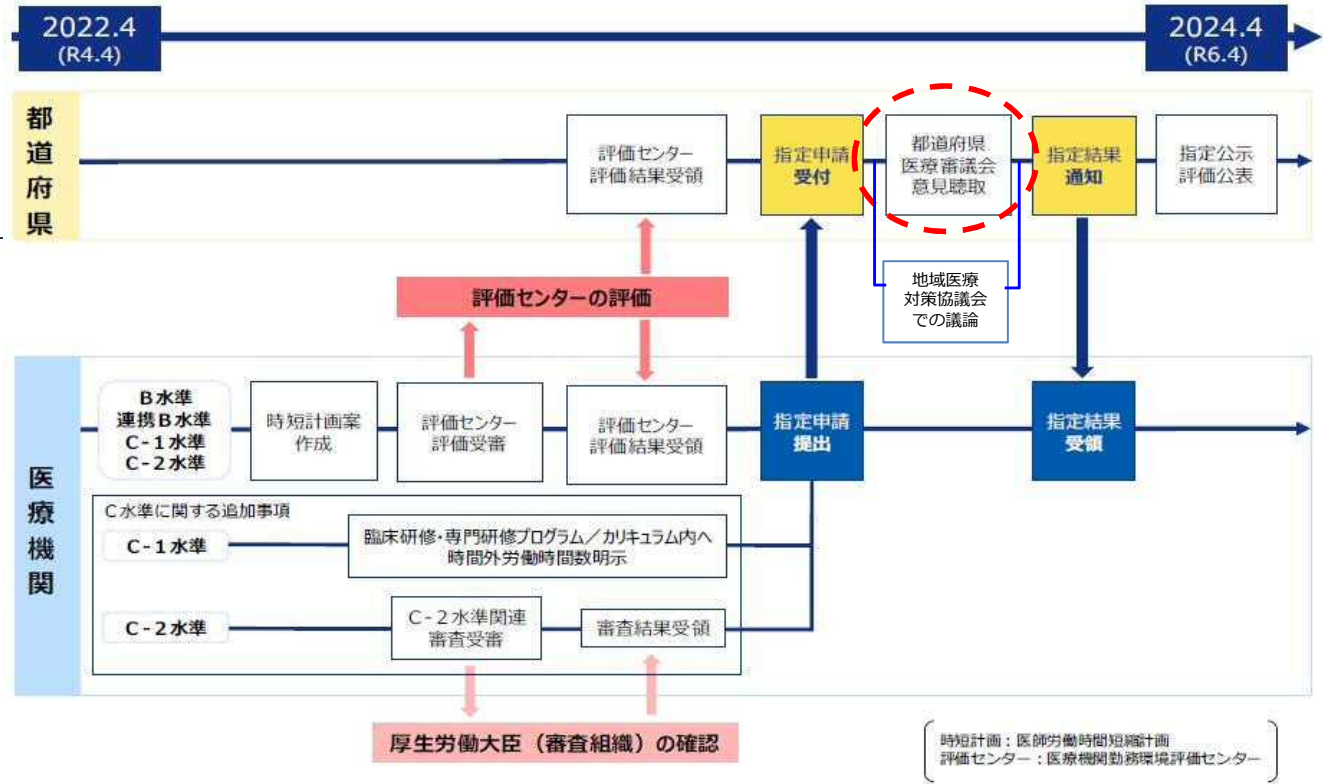


## (1) 指定の概要・指定までの流れ

- 令和6年4月から医師に対する時間外労働の上限規制が適用されるにあたり、地域医療確保又は集中的技術向上の観点から、年960時間を超える時間外労働をさせる必要がある医療機関は、都道府県の指定を受ける必要がある

医療機関に適用する水準	年の上限時間
A（一般労働者と同程度）	960時間
<b>連携B（医師を派遣する病院）</b>	<b>1,860時間</b> ※2035年度末を目標に終了
B（救急医療等）	
C-1（臨床・専門研修）	
C-2（高度技能の修得研修）	1,860時間

- 指定に当たって、都道府県知事はあらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない（改正医療法第113条）



（いずれも令和4年度第1回・第2回都道府県医療勤務環境改善担当課長会議（厚生労働省）資料より抜粋）

## (2) 本県医療機関の状況

令和4年度中に計2回（①6月～8月、②11月～12月）、全病院及び有床診療所に対して状況調査を実施

- ・ 特定労務管理対象機関の指定申請意向がある医療機関は4医療機関（令和5年1月末現在）
- ・ 令和6年4月（上限規制適用）以降に年間1,860時間を超える休日・時間外勤務が見込まれる医師はいない
- ・ 時間外上限規制の適用を理由とした派遣の取止め・縮小の予定はない

## 指定に向けた本県の想定スケジュール

※R5年1月末時点の想定スケジュールであり、今後の追加情報により、詳細な内容に変更・更新する予定

時間外上限規制等の適用

